本号で公布された法令のあらまし

◇検察官特別考試令の一部を改正する政令（政令第三〇一号）（法務省）

1　検察官特別考試の検察の実務以外の科目の筆記試験及び口述試験を免除する要件を「司法試験に合格した者」から「司法修習生となる資格を得た者」に改めることとした。（第五条第三項関係）

2　この政令は、令和四年一〇月一日から施行することとした。

◇新幹線鉄道における列車運行の安全を妨げる行為の処罰に関する特例法の規定を適用する新幹線鉄道の区間及び日を定める政令の一部を改正する政令（政令第三〇二号）（国土交通省）

1　福岡市と長崎市とを連絡する新幹線鉄道のうち武雄市と長崎市とを連絡する区間が開通し、営業が開始されることに伴い、当該区間について新幹線鉄道における列車運行の安全を妨げる行為の処罰に関する特例法の規定を、令和四年九月二三日から適用することとした。

2　この政令は、公布の日から施行することとした。

◇道路交通法の一部を改正する法律の一部の施行期日を定める政令（政令第三〇三号）（警察庁）

道路交通法の一部を改正する法律（令和四年法律第三二号）附則第一条第二号に掲げる規定の施行期日は、令和四年一〇月一日とすることとした。

◇道路交通法施行令及び自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律施行令の一部を改正する政令（政令第三〇四号）（警察庁）

一　道路交通法施行令の一部改正関係

道路交通法施行令（昭和三五年政令第二七〇号）について、道路交通法の一部を改正する法律（令和四年法律第三二号。以下「改正法」という。）の一部の施行に伴う規定の整理を行うこととした。（第一条関係）

二　自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律施行令の一部改正関係

自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律施行令（平成一四年政令第二六号）について、改正法の一部の施行に伴う規定の整理を行うこととした。（第二条関係）

三　施行期日

この政令は、改正法附則第一条第二号に掲げる規定の施行の日（令和四年一〇月一日）から施行することとした。

◇消防法施行令の一部を改正する政令（政令第三〇五号）（総務省）

1　現に存する防火対象物に設置されているものであっても、最新の技術上の基準が適用される遡及対象設備に一定の不活性ガス消火設備を加えることとした。（第三四条関係）

2　消防用設備等又は特殊消防用設備等について消防設備士免状の交付を受けている者又は総務省令で定める資格を有する者に点検をさせなければならない防火対象物に総務省令で定める防火対象物を加えることとした。（第三六条関係）

3　この政令は、令和五年四月一日から施行することとした。

政　令

検察官特別考試令の一部を改正する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

令和四年九月十四日

内閣総理大臣　岸田　文雄

政令第三百一号

検察官特別考試令の一部を改正する政令

内閣は、検察庁法（昭和二十二年法律第六十一号）第十八条第三項の規定に基づき、この政令を制定する。

検察官特別考試令（昭和二十五年政令第三百四十九号）の一部を次のように改正する。

第五条第三項中「司法試験に合格した者」を「司法修習生となる資格を得た者」に改める。

附　則

この政令は、令和四年十月一日から施行する。

法務大臣　葉梨　康弘

内閣総理大臣　岸田　文雄

新幹線鉄道における列車運行の安全を妨げる行為の処罰に関する特例法の規定を適用する新幹線鉄道の区間及び日を定める政令の一部を改正する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

令和四年九月十四日

内閣総理大臣　岸田　文雄

政令第三百二号

新幹線鉄道における列車運行の安全を妨げる行為の処罰に関する特例法の規定を適用する新幹線鉄道の区間及び日を定める政令の一部を改正する政令

内閣は、全国新幹線鉄道整備法（昭和四十五年法律第七十一号）附則第一項ただし書の規定に基づき、この政令を制定する。

新幹線鉄道における列車運行の安全を妨げる行為の処罰に関する特例法の規定を適用する新幹線鉄道の区間及び日を定める政令（昭和四十七年政令第二十七号）の一部を次のように改正する。

本則の表に次のように加える。

福岡市と長崎市とを連絡する新幹線鉄道のうち武雄市と長崎市とを連絡する区間	令和四年九月二十三日

附　則

この政令は、公布の日から施行する。

国土交通大臣臨時代理
国務大臣　西村　明宏

内閣総理大臣　岸田　文雄